

宜野湾市第2次包括的ITアウトソーシング事業
企画提案募集要項

平成22年12月

宜野湾市

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	連携協力事業者について	2
4	参加資格要件	2
5	説明会の開催	3
6	提案書作成及び提出	3
7	参加資格の適合性の確認について	4
8	質問疑義照会	4
9	企画提案書等の審査方法	5
10	事業者の決定及び契約	5
11	提案の無効に関する事項	5
12	その他	6
13	担当部署	6

1 目的

宜野湾市(以下「本市」という。)では、平成17年度から取り組んでいる包括的ITアウトソーシング事業により、職員による開発・運用が限界となっていた基幹系システムを廃止し、システムの再構築・運用・職員支援業務までを包括的に地元企業を核としたコンソーシアムにアウトソーシングすることにより、全庁的な情報システム環境の「全体最適化」を目指した取組みを進めてきた。

第2次包括的ITアウトソーシング(以下、「本事業」という。)において、尚一層の効果的な情報化推進に向けて、「戦略的アウトソーシング」へと進化を図り、ITガバナンスの強化、自律的な改善活動の確立等の実現を目指すため、本事業の実施にあたり、効果的な委託業務の企画提案を募集し、その選定結果により委託業者を決定することとする。

2 業務概要

(1) 件名

宜野湾市第2次包括的ITアウトソーシング事業

(2) 契約期間(履行期間)

契約締結日から平成30年3月31日まで

(3) 業務の仕様、範囲

別紙「宜野湾市第2次包括的ITアウトソーシング事業企画提案仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおり。

(4) 募集等の主なスケジュール

平成22年12月24日(金): 募集の開始(宜野湾市ホームページに掲載)

平成23年1月6日(木): 説明会参加申込期限

平成23年1月7日(金): 説明会

平成23年1月13日(木): 提出書類 ~ の提出期限

平成23年1月21日(金): 企画提案質問書の提出期限

平成23年1月26日(水): 質問に対する回答

平成23年1月31日(月): 提出書類 ~ の提出期限

平成23年2月7日(月): デモンストレーションの実施(予定)

~ 2月10日(木)

平成23年2月14日(月): プレゼンテーションの実施(予定)

~ 2月18日(金)

平成23年 2月28日(月): 優先交渉権者の決定(予定)

デモンストレーション以降のスケジュールは、あくまでも予定であり、変更する可能性がある。

3 連携協力事業者について

本件を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者との連携を求める。プロジェクト管理、システム構築、システム保守、運用業務等について業務を分担し、一体となって業務を遂行できる事業者組織を求める。なお、協力事業者の参加条件として、4.参加資格要件に掲げる(1)~(3)の事項に適合する者であること。また、コンソーシアムの結成は自主結成とする。

4 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に代表構成員を1社置くものとする。代表構成員は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

代表構成員は、以下の要件を満たすことが必須である。

当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

- (5) 本市と同規模以上の自治体が発注した情報システム構築業務を元請として履行した実績があることを証明した者であること。
- (6) 沖縄県内自治体において自治体情報システムの企画、設計、構築及び運用の業務を行った実績があることを証明した者であること。
- (7) 沖縄県内に主たる事務所を有し、2年以上同種の営業を営んでおり、かつ企画提案時において引き続き営業していること。
- (8) 下記5で開催する説明会に参加できる者であること。

5 説明会の開催

- (1) 日時：平成23年1月7日(金)13時30分～
- (2) 場所：宜野湾市役所 本庁3F 第3常任委員会室
- (3) 参加申込：別紙「説明会参加申込書(様式1)」を添付し、13に定める担当部署へメールにて事前に申込すること。メールを受け取り次第、受付完了のメールを送付する。メール送信後、半日以上受付完了メールが届かない場合は、電話にて申し出ること。
- (4) 申込提出期限：平成23年1月6日(木)12時必着
会場の都合上、参加者数は各提案事業者3名以内とする。

6 提案書作成及び提出

別紙、仕様書に記載した提案書、見積書の作成に関する事項を網羅し作成すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出期限	提出部数
参加申請書兼誓約書(様式2)	平成23年1月13日(木) 17時必着	1部 押印箇所には代表者 印を押印すること。
会社概要(様式3)		
協力連携事業者予定調書 (様式4)		
完納証明書(未納のない証明書) 宜野湾市登録事業者でない者については次の書類も提出すること。 ・定款(コピー可) ・登記簿謄本(コピー可) ・財務諸表(直前1年分貸借対象表及び損益計算書)		
提案提出書(様式5)	平成23年1月31日(月) 17時必着	1部 押印箇所には代表者 印を押印すること。 1部 押印箇所には代表者 印を押印すること。 (写しを15部)
提案書一式 *別紙仕様書参照		
CD-ROM (上記～について)	〃	1部 オリジナルファイル、PDF形式とすること。

(2) 提案書・見積書様式等について(上記)

形式

企画提案書はA4判両面印刷とし、原則として縦置・横書・横綴じとする。また、1頁1440字(36行×40字)、本文フォントサイズは10.5ポイント程度を目安とする。

枚数

企画提案書は表紙を除いて100頁以内とする。

編てつ

企画提案書は1部単位でA4フラットファイルに編てつすること。

特記事項

- ・ 説明書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。また、説明は文章で行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。

その他の資料

- ・ 提案書記載事項を補助する図面、カタログ、パンフレット等の資料は、別途、チューブファイル等に綴じ、提案書とは区別すること。資料の提出部数は1部とする。仕様書及び機能要件等に対する提案条件は、資料として盛り込まないこと。盛り込んだ場合は、当該提案条件部分を無効とするので注意すること。

(3) 提出方法

13に定める担当部署あてに、持参すること。

(4) 仕様書の交付

交付期間

平成22年12月24日(金)から平成23年1月6日(木)まで

交付場所

13に定める担当部署に来庁し、事前に連絡して取得すること。

7 参加資格の適合性の確認について

応募者より提出のあった応募書類(上記～)を基に提案参加の適合性を確認し、参加の可否について通知する。参加を認められた応募者は、所定の期限までに提案書等の書類(上記～)を提出すること。

8 質問疑義照会

(1) 質問受付

質問方法：別紙「質問疑義照会書(様式6)」を添付し、13に定める担当部署へメールで照会すること。なお、電話、口頭による照会対応は行わない。

質問期限：平成23年1月21日(金)17時必着

回答期限：平成23年1月26日（水）までに全提案者あてに回答する。

(2) 市側からの照会

提案提出後に、市側より内容に関する照会を行うことがある

9 企画提案書等の審査方法

(1) 提案審査評価委員会

提案審査評価は宜野湾市第2次包括的ITアウトソーシング事業提案審査評価委員会およびその部会が担う。

(2) 審査評価

企画提案のデモンストレーション及びプレゼンテーションを実施した後、審査基準により各企画提案の評価を行う。提案内容の評価ポイントについては、評価基準を参照のこと。

*評価基準については、後日掲載する。

(3) 評価結果の通知

審査評価委員会の評価結果を受けて、宜野湾市情報化推進委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を決定後、全提案事業者あてに通知する。

10 事業者の決定及び契約

本事業は、平成23年度予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合は企画提案事業の執行・契約は行わない。

(1) 契約仕様書への反映

企画提案書及びシステム機能要件定義書に記載された項目は、契約時に仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、本市と優先交渉権者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。したがって、優先交渉権者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものでない。

(2) 業務委託契約の締結交渉

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

11 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載のある提案。

- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
- (6) その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

12 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第1号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 本提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての資料の所有権は、市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 本市は、必要に応じて企画提案書の全部、又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 選定結果についての異議申し立ては受理しない。また、選定経過については公表しないが、個別に選定内容を確認したい事業者は13に定める担当部署に連絡すること。

13 担当部署

沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号

宜野湾市役所 総務部 IT推進室

TEL : 098 - 893 - 4411 (内線236、240、242)

FAX : 098 - 892 - 7022

E-mail : Soumu08@city.ginowan.okinawa.jp